

宮崎市防災ラジオの無償貸与に関する要綱

平成29年12月 26 日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達すること及び地域の防災力の向上を図ることを目的とした宮崎市防災ラジオ及び屋内用外部アンテナ(以下「防災ラジオ等」という。)を、無償貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報等 津波予報、気象特別情報、避難情報、その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 市の防災行政無線と連動して宮崎サンシャインFM放送局から発信される緊急割込放送の自動受信機能を備えたラジオをいう。
- (3) モニタリング 有償配付希望者が、防災ラジオにおいて宮崎サンシャインFMの放送を受信できるか検証することをいう。
- (4) 津波浸水想定区域にかかる自治会区域 本要綱においては別表第1に定める自治会が所管する区域をいう。ただし、自治会が解散している場合でも、住民の新しい自治会区域の設定がない場合は、継続して同区域として取り扱うものとする。

(無償貸与の対象)

第3条 無償貸与の対象は、津波浸水想定区域にかかる自治会区域の自治会長とし、1自治会につき1台を限度として貸与を行う。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(無償貸与の申し込みと受領)

第4条 防災ラジオ等の無償貸与を希望する者は、宮崎市防災ラジオ等(新規・継続)無償貸与申込書(様式第1号)(以下「無償貸与申込書」という。)を市長に提出することにより、市が所有する無償貸与用防災ラジオの貸与を受けることができるものとする。

2 屋内用外部アンテナの無償貸与を希望する者は、無償貸与申込書提出時に、屋内用外部アンテナの貸与希望を記載のうえ、市長に提出することとする。

(貸与期間)

第5条 防災ラジオ等の貸与期間は次の各号に定める期間とする。

- (1) 自治会長への貸与については、その任期を終了するまでの期間を貸与期間とする。なお、自治会長の変更があり、後任の自治会長が引き続き貸与を要する場合については、改めて無償貸与申込書を提出するものとする。
- (2) その他の貸与については、貸与の日から1年間を貸与期間とする。
- (3) 無償貸与を受けた者は、貸与期間終了後は速やかに市に返却しなければならない。

(貸与用防災ラジオ等の復旧)

第6条 無償貸与を受けた者が、故意又は過失により、無償貸与用防災ラジオ等を汚損、破損又は紛失(以下「破損等」という。)した場合には、速やかに市に報告するとともに、貸与を受けた者の責任をもって弁償しなければならない。

(第三者への貸し出し)

第7条 無償貸与を受けた者は、モニタリングを目的とした貸し出しを申し出ている者(以下「第三者」という。)にのみ貸与品をさらに第三者に対して貸し出すことができるものとする。

2 貸与品を第三者に貸し出す場合は、あらかじめ破損等の状況を確認のうえ貸し出すものとする。

3 貸出品の返還時は、第三者の故意又は過失により、貸与用防災ラジオ等に破損等が生じていないか確認のうえ、破損等が生じていた場合は速やかに市に報告するとともに第三者の責任をもって弁償させなければならない。

(防災ラジオ等の返還)

第8条 市長が必要と判断したときは、貸与中の当該防災ラジオ等を返還させることができる。

(転売等の禁止)

第9条 無償貸与を受けた者は、他に転売又は譲渡することはできないものとする。

(維持管理等)

第10条 防災ラジオ等の使用に係る電池の交換又は取り付けに要する経費等、貸与中に生じた経費はすべて無償貸与を受けた者が負担するものとする。

(防災ラジオ等貸与台帳の作成)

第11条 市長は、防災ラジオ等貸与台帳を作成し、防災ラジオ等の貸与状況について管理するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 1月 4日から施行する。

この要綱は、平成30年 3月30日から施行する。

(別表第1)

津波浸水想定区域にかかる自治会

地域名	自治会名
中央東地域	宮崎駅前地区、宮田区、堀川町、堀川東部、瀬頭、吾妻町、松山、あさひ、川原町、本町、永楽前原町
小戸地域	鶴島、松橋、末元
檜地域	出来島町、高洲町、潮見町、中西、小戸町、大王、曾師、曾師北、昭和、一の宮、中原、一の宮町南、中原南団地、今村、稗原町、寺ノ下、吉村町北中地区、西中、大町、引土、東引土、檜団地、吉村浮之城、えだぼる、新別府、一ツ葉美松、阿波岐原町、阿波岐原町前浜、田代、小戸町二区、一の宮住宅、大町前団地、新別府西、高洲二区
大淀地域	太田北、中村、淀川、谷川、大淀団地
赤江地域	中恒久、下恒久、南恒久、上城ヶ崎、中城ヶ崎、下城ヶ崎、宝泉町、橋之元、津屋原、中ノ又、古川、姥ヶ島、川口、緑松北、緑松中、緑松南、緑ヶ丘、赤江工業団地、赤江東苑、ひえだ第一苑、飛江田あさひ住宅、飛江田、田吉、下鶴、椿苑、三号橋住宅、MAC 城ヶ崎コート、赤江、空港南、空港前、浜畑、
本郷地域	郡司分、松崎、下南方、上南方、東宮花の森一丁目
木花地域	加江田1区、加江田2区、加江田3区、学園桜1、木崎上、木崎下、島山、熊野区、今江区、木花区、宮ヶ田瀬、学園桜2
青島・内海地域	青島1区、青島2区、青島3区、青島4区、青島5区、青島6区、青島7区、青島8区、青島9区、青島10区、青島11区、青島12区、青島13区、青島14区、青島15区、青島16区、青島17区、青島18区、青島19区、青島20区、青島21区、青島22区、青島23区、青島西区
佐土原地域	大炊田、東町、上町、旭町、仲町、新町、熊牟田、明神山、永田一区、田ノ上、徳ヶ渚、福島、元村、二ツ立、平松地区、東小牧、平小牧、奈良木、原